

令和 5 年 9 月 15 日

令和 5 年 広島県議会 9 月 定例会議案 (その 2)

広 島 県

## 令和五年広島県議会九月定例会議案目次（その二）

県第八十号 職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類 ..... 一  
及び基準に関する条例の一部を改正する条例

県第八十一号 広島県手数料条例及び広島県都市公園条例の一部を改正する条例 ..... 四

県第八十二号 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例 ..... 八

県第八十三号 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 ..... 一二

県第八十四号 工事請負契約の締結について ..... 一四

県第八十五号 訴えの提起について ..... 一六

県第八十六号 指定都市高速道路の整備計画の変更の同意について ..... 一八

## 県第八十号議案

職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年九月十五日

広島県知事 湯崎英彦

職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(給与の種類)  
第一条 職員の給与は、給料並びに初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第十四条の三の規定による手当を含む。)、産業教育手当、定時制通信教育手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当とする。

(災害派遣手当)  
第十四条の六 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)第三十二条第一項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第二百二号)第二百五十四条(同法第八十三条において準用する場合を含む。)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十六条の八において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第五十六条第一項に規定する職

(災害派遣手当)  
第十四条の六 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)第三十二条第一項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第二百二号)第二百五十四条(同法第八十三条において準用する場合を含む。)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第五十六条第一項に規定する職

る職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。

2・3 (略)

員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。

2・3 (略)

(広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与の種類）</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改めるなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第八十一号議案

廣島県手数料条例及び廣島県都市公園条例の一部を改正する条例案を次のように提出す  
る。

令和五年九月十五日

廣島県知事 湯崎英彦

広島県手数料条例及び広島県都市公園条例の一部  
を改正する条例案

**(広島県手数料条例の一部改正)**  
第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
に改正する。

### (広島県手数料条例の一部改正)

別表(第二条関係)			
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
旅館業法(昭和二十年法)	(略)	(略)	(略)
旅館業法(昭和二十年法)	法第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項	(略)	(略)
旅館業法(昭和二十年法)	第三百八十九条。以上この項に下つてこの号。	(略)	(略)
旅館業法(昭和二十年法)	第三百八十九条。以上この項に下つてこの号。	(略)	(略)
旅館業法(昭和二十年法)	第三百八十九条。以上この項に下つてこの号。	(略)	(略)
旅館業法(昭和二十年法)	第三百八十九条。以上この項に下つてこの号。	(略)	(略)

## (広島県都市公園条例の一部改正)

**改正する。**

別表第二（第十七条関係）			
二 びんご運動公園			
一 (略)			
区	分	単位	利用料金の範囲

  

別表第二（第十七条関係）			
二 びんご運動公園			
一 (略)			
区	分	単位	利用料金の範囲



附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第一条に規定する政令で定める日
- 二 第二条の規定 令和六年四月一日

(提案理由)

旅館業法の一部改正に伴う旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料等の改正など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第八十一号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例  
の一部を改正する条例案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例  
の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように  
改正する。

	改 正 後	改 正 前
第二条 (略) 事務	市町	第二条 (略) 事務
三の二 (略)	三の二 (略)	三の二 (略)
(1) (4) (略)	(1) (4) (略)	(1) (4) (略)
(5) 法第十二条の三第二項の規 定による理容所開設者の地位 の承継の届出の受付（生活衛 生関係営業等の事業活動の繼 続に資する環境の整備を図る ための旅館業法等の一部を改 正する法律（令和五年法律第 五十一号）附則第五条第二項 の規定による業務の状況の調 査を含む。）	(5) 法第十二条の三第二項の規 定による理容所開設者の地位 の承継の届出の受付	(5) 法第十二条の三第二項の規 定による理容所開設者の地位 の承継の届出の受付
(6) (10) (略)	(6) (10) (略)	(6) (10) (略)
四の四 (略)	四の四 (略)	四の四 (略)
(1) (2) (略)	(1) (2) (略)	(1) (2) (略)
(3) 法第二条の二第二項の規定 による営業者の地位の承継の 届出の受付（生活衛生関係営 業等の事業活動の継続に資す る環境の整備を図るための旅 館業法等の一部を改正する法 律附則第六条第二項の規定に よる業務の状況の調査を含む。）	(3) 法第二条の二第二項の規定 による営業者の地位の承継の 届出の受付	(3) 法第二条の二第二項の規定 による営業者の地位の承継の 届出の受付
(4) (7) (略)	(4) (7) (略)	(4) (7) (略)
四の五 (略)	四の五 (略)	四の五 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(1) (3) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(1) (3) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(1) (3) (略)

(6) 調査を含む。)  
(10) (略)

(6) (10) (略)

#### 附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

## 県第八十三号議案

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年九月十五日

広島県知事 湯崎英彦

### 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 案

#### 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第三十八条の九	（営業停止命令等） （略）	（営業停止命令等） （略）
一	（略）	（略）
二	刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十五条又は第八十三条の罪に当たる違法な行為をした場合	刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十五条又は第八十二条の罪に当たる違法な行為をした場合
三一七	（略）	（略）
2—5	（略）	（略）

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

刑法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第八十四号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり広島県立吳南特別支援学校狭隘化解消に係る校舎新築工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和五年九月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- |        |   |
|--------|---|
| 一 工事名  | 広島県立吳南特別支援学校狭隘化解消に係る校舎新築工事                                |
| 二 工事場所 | 呉市阿賀中央五丁目   |
| 三 請負金額 | 五一一、五〇〇、〇〇〇円  |
| 四 請負者  | 呉市広文化町一番三二号<br>株式会社 神垣組                                   |
| 五 工期   | 広島市中区昭和町一一番一二二号<br>三榮建設株式会社<br>議決の日の翌日から<br>令和六年十二月二十七日まで |

(提案理由)

広島県立呉南特別支援学校狹隘化解消に係る校舎新築工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第八十五号議案

訴えの提起について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により、次のとおり訴えを提起することについて、県議会の議決を求める。

令和五年九月十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 相手方

二 訴えの趣旨

県営吉津住宅三号館一〇一号を占拠する [REDACTED] は、その居住する県営住宅を明け渡し、かつ、令和五年五月分の損害賠償金六百円及び令和五年六月一日以降県営住宅の明渡しの日までの未払いの損害賠償金を支払わなければならない旨の判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める。

三 管轄裁判所

広島地方裁判所

(提案理由)

県は、県営吉津住宅を占拠する [ ] に対して県営住宅の明渡しを請求したが、同人がこれに応じないので、裁判によつて解決を図る必要があるため、この訴えの提起について、県議会の議決を求める。

県第八十六号議案

指定都市高速道路の整備計画の変更の同意について

広島高速道路公社から道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十六条第一項の規定により、指定都市高速道路の整備計画を変更することについて、同意を求められたので、次のとおり同意することについて、同条第二項の規定により県議会の議決を求める。

令和五年九月十五日提出

広島県知事 湯崎英彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変更後	変更前
六 新設又は改築に要する費用の概算額 四三四〇億円	六 新設又は改築に要する費用の概算額 四三一〇億円
七 その他必要な基本的事項 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度 (略)	七 その他必要な基本的事項 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度 (略)
□ 完成予定年度 令和十年度	□ 完成予定年度 令和六年度

(提案理由)

広島高速道路公社から指定都市高速道路の整備計画を変更することについて同意を求められたので、これに同意することについて、県議会の議決を求める。

